

## 4 労働組合の資格審査及び非組合員の範囲の認定・告示

### (1) 労働組合の資格審査の概況

令和4年度の資格審査の取扱件数は、前年度からの繰越しが1件、新規申請が6件であった。新規申請の内訳をみると、委員推薦に係るものが5件、不当労働行為救済申立てに係る新規申請が1件であった。終結件数は6件であり、その内訳は、適格が5件、取下げ・打切りが1件であった。

### ア 労働組合資格審査取扱状況

(単位:件)

区分 年度	係 属 状 況							終 結 状 況				翌年度への繰越し
	前年度からの繰越し	新 規 係 属					計	取下げ・打切り	審査結果		計	
		委員推薦	不当労働行為	法人登記	労働者供給事業等	小計			適格	不適格		
平成 25	0		1			1	1				0	1
26	1	6	2	1		9	10	1	8		9	1
27	1	2	2			4	5		3		3	2
28	2	5				5	7	2	5		7	0
29	0	1		3		4	4		4		4	0
30	0	7				7	7		7		7	0
令和元	0		1			1	1				0	1
2	1	5		1		6	7	1	6		7	0
3	0		1			1	1					1
4	1	5	1			6	7	1	5		6	1
計	6	31	8	5	0	44	50	5	38	0	43	7

## イ 令和4年度労働組合資格審査一覧表

事件番号	組 合 名	申 請 年月日	申 請 事由別	補正 勧告	終 結 年月日	終結状況
3(資)6	A労働組合	3. 4. 13	不		5. 3. 24	取下げによる打切
5(資)1	B労働組合	5. 1. 31	不		-	繰越
5(資)2	C労働組合	5. 2. 15	労		5. 2. 24	適格
5(資)3	D労働組合	5. 2. 15	労		5. 2. 24	適格
5(資)4	E労働組合	5. 2. 15	労		5. 2. 24	適格
5(資)5	F労働組合	5. 2. 15	労		5. 2. 24	適格
5(資)6	G労働組合	5. 2. 15	労		5. 2. 24	適格

(注) 申請事由別欄の「不」は不当労働行為救済申立て、「労」は労働者委員推薦を示す。

### (2) 非組合員の範囲の認定・告示の概況

この制度は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲を認定し告示するものである。

令和4年度においては、この認定・告示はなかった。